

申第34号に対する窓口回答 自衛隊体験入隊は 企業訪問ではない！ 東京交番検査車両所における 「自衛隊体験入隊」に関する申し入れ

本部は、東京交番検査車両所で自衛隊への体験入隊が会社の費用、時間で行われることに対して、多くの問題があるため、その体験入隊を中止するよう申し入れました。しかし会社は、体験入隊に問題はないとして、実際に体験入隊が実施された後に窓口で回答を行ってきました。会社は社員に、一般企業との交流とは全く異なる体験入隊から何を学ばそうとしているのでしょうか。自衛隊といえば、一般的には上の者に対して絶対服従の指揮命令の組織であるという認識を持っています。まさか今もなお上の者には絶対服従することを学べというのでしょうか。

J R 東海では絶対服従の労務管理のもと、これまで多くの組合員、社員が精神的な病に侵され、退職や自殺にまで追い込まれてきました。会社の恫喝によって精神状態を狂わされ、ミスや事故も誘発されました。

J R 東海労は、これまでも安全を脅かす異常な会社の姿勢を許さず闘い、最高裁でも多くの勝利を勝ち取ってきています。にもかかわらず会社が今もなおそのような精神を追うのならば、この会社に未来などありません。J R 東海労は、絶対服従の労務管理を廃し、何よりも現場の社員が一番働きやすい環境を作るために闘います。

申第34号(4月28日申し入れ)

東京交番検査車両所の「自衛隊への体験入隊」に関する申し入れ

東京交番検査車両所において、2017年5月17日から19日までの2泊3日で「自衛隊への体験入隊」を行うということが明らかになった。

自衛隊は国家・国民の財産や人命を守ることを目的とした組織である。一方ＪＲ東海は、安全とサービスを提供して収益を得ている民間会社である。自衛隊とは目的、成り立ち、考え方も全く異なる組織あり、自衛隊が職場訪問や規律・規範について学ぶ対象とはなりえない。

職場では、「いつか自分も行かされる」「強制的に参加させられる」と不安の意見が出されている。不安を持って日常の業務に就くことは、安全面からも非常に問題である。従って下記の通り申し入れるので早急に協議の場を設定し誠意ある回答をすること。

記

1. 今回の「自衛隊への体験入隊」目的を明らかにすること。
2. 今回の「自衛隊への体験入隊」はどのような内容で行われるのか明らかにすること。
3. 今回の「自衛隊への体験入隊」の主催はどこなのか明らかにすること。
4. 今回の「自衛隊への体験入隊」の人選はどのような基準で誰が決めたのか明らかにすること。
5. 今回の「自衛隊への体験入隊」にかかる費用は誰が負担するのか明らかにすること。
6. これまで他の職場も含めて、この「自衛隊への体験入隊」が実施されたことがあるのか、あるとすればその詳細について明らかにすること。
7. 「自衛隊への体験入隊」への参加者はどのような勤務の扱いになるのか明らかにすること。
8. 「自衛隊への体験入隊」で負傷した場合、会社はどのように対応するのか明らかにすること。
9. 今回の東京交番検査車両所による「自衛隊への体験入隊」は、心身共大変危険な行為である。体力的なことはもちろんのこと、自衛隊に見られる絶対服従の物言えぬ上下関係は安全の妨げとなる。まして職場で働く他の社員に不安を与えることは、安全最優先のＪＲ東海にとって何の利益もないことは明らかである。従って今回の東京交番検査車両所における「自衛隊への体験入隊」は直ちに中止すること。

【会社回答】

協議はしない。窓口で答える。

1. 企業訪問の一環で規律規範を学ぶことを目的としている。
2. ５月17日から19日に、自衛隊駐屯地に宿泊し、隊内見学等の入隊体験を行

うものである。

3. 東京交番検査車両所である。
4. 会社が適切に判断し人選を行なった。
5. 会社が負担する。
6. 明らかにする考えはない。社員の教育については、会社が責任を持って適切に実施している。
7. 日勤で対応する。
8. 会社が適切に対応する。
9. そのような考えはない。

《主なやり取り》

組合：協議をしないことに対して、対立を確認する。

組合：すでに体験入隊がやられている。中止せよと申し入れているのだから、体験入隊前に回答すべきだ。

会社：9の項目だけならばすぐに出来たが、その他の項目もあったので今日になった。

組合：自衛隊は企業ではない。特殊な存在だ。学ぶ対象にはならない。

会社：企業ではないが、学ぶ対象として問題ない。

組合：危険な訓練もあると思うが、怪我などをした時は労災とするのか。

会社：訓練の内容は分からないが、会社の時間なのでそうなると思う。

組合：今後会社として体験入隊をさせることはあるのか。

会社：あるか、ないかと言われれば、会社の時間で行なっているので、業務命令が絶対ないとは言い切れないが、今回はあくまでもプロジェクトの発意があって行なっている。

組合：自衛隊は特殊な団体だ。J R 東海として学ぶものはない。今後は発意があっても自衛隊への体験入隊はさせないこと。

会社：そのような考えはない。

組合：そのような会社の考えは一般的ではなく異常だ。対立である。

以 上